

新潟県優れたものづくりの技能及び技術を尊重し

継承を促進する条例の概要

1 条例の目的について

ものづくりの技能及び技術が本県経済において重要な役割を果たしています。優れたものづくりの技能及び技術の尊重とその継承を図るため、基本理念を定め、ものづくりの技能と技術を有する人の地位の向上と本県経済の持続的な発展と県民が誇りを持つことのできる地域社会の実現を図ることを目的とします。

2 条例の基本理念について

ものづくりの技能及び技術の尊重と継承について、県と県民、ものづくり事業者及び関係団体が適切な役割分担を行いながら、お互いが連携し、その実現を図ります。

3 県の責務等について

県は、基本理念のもと、技能及び技術を尊重する気運の醸成、技能者等の地位の向上と技能及び技術の継承の促進に関する施策を実施し、職業に就こうとする若年者に対する情報の提供その他の技能者等の確保を促進するために必要な措置を行います。

また、県は、効果的な施策を実施するため、市町村及び関係団体との連携協力を努めるとともに、予算の範囲内で財政上の措置を講ずるよう努めます。

さらに、ものづくりの技能及び技術が尊重される気運の醸成を図るため、ものづくりの重要性について県民の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うとともに、優れた技能者等又は後継者の育成に寄与した人の顕彰に努め、市町村又は関係団体が技能者等の顕彰をしようとする場合には、情報の提供及び助言を行います。

4 県民の役割について

県民は、基本理念のもと、ものづくりの社会貢献について理解を深めていただくとともに、技能者等を尊ぶ社会の実現を目指します。

5 事業者の役割について

ものづくり事業者は、基本理念のもと、その事業に従事する者が業務に必要な免許や資格を取得するために必要な援助等技能及び技術の向上を図るための環境の整備を図り、職業能力開発の機会を確保するとともに、ものづくりに関する中長期的な人材の育成と技能及び技術の継承を促進するために、優れた技能者等の能力を活用した後継者の育成に努めていただきます。